

協会 だより



一般社団法人
発行所 **福井県消防設備協会**
〒910-0003 福井市松本 3丁目16-10
福井県福井合同庁舎5階
TEL(0776)27-3760
FAX(0776)27-3446



写真上：日本三大天空の城 越前大野城
写真左：四百年以上の歴史を誇る七軒朝市 大野市内

目次

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ▶ 新年のごあいさつ 1 | ▶ 会員の入退会について 11 |
| ▶ 平成29年度
消防設備関係功労者等表彰式 5 | ▶ 通知・通達 13 |
| ▶ 平成30年度 講習会等の予定 6 | ▶ よくある質問 17 |
| ▶ 平成29年度 各種講習会の結果 7 | ▶ 消防交流広場 18 |



新年のお祝いを 申し上げます



本年もよろしくお願ひ申し上げます

平成30年元旦

一般社団法人 福井県消防設備協会

顧問	福井県消防長会会長	山本太志
〃	福井県危機対策・防災課課長	谷口竜哉
参与	福井市消防局次長	安岡裕之
〃	敦賀美方消防組合消防本部消防長	岡正一
〃	南越消防組合消防本部消防長	木戸孝博
〃	若狭消防組合消防本部消防長	宝里正利
〃	大野市消防本部消防長	山田幸平
〃	勝山市消防本部消防長	堂山信一
〃	鯖江・丹生消防組合消防本部消防長	山形辰美
〃	嶺北消防組合消防本部消防長	南乃利男
〃	永平寺町消防本部消防長	朝日光彦
〃	福井県危機対策・防災課課長補佐	柳原仁一

役員一同 会長 高村文能

副会長	山本智則	副会長	岩崎新
理事	東正純	理事	池上昌彦
〃	井上吉弘	〃	片岡浩範
〃	河上淳一	〃	木村丈展
〃	小林勝幸	〃	齊藤信二
〃	白本敏雄	〃	竹内幸彦
〃	酒井一徳	〃	坪田泰敏
〃	早瀬茂樹	〃	山田龍彦
〃	山本久徳	常任理事	大西新



事務局

主事 岩村晴美

天空の城と朝市

大野盆地の中央「亀山」の山頂に大野城はある。天正4年（1576）頃、織田信長の家臣金森長親によって築城され、今も往時のままに勇壮な姿を誇っています。

また、大野城は「天空の城」としても有名で、麓の城下町が朝霧に包まれる初冬、雲海の中から静かにその姿を現してきます。やがて、麓の町では400年続く「七軒朝市」が始まります。農家の人たちが丹精込めて育てた農産物や工芸品等が、道の両側に所狭しと並べられ、その中を多くの買い物客が行き交います。あちこちから大きな笑い声や大野弁の会話が響きあい、街は活気に溢れます。

（表紙の写真「越前大野城」は、大野市商工観光課の提供）



新年のごあいさつ

更なる 安全・安心をめざして

一般社団法人 福井県消防設備協会

会長 高村 文能



新年、明けましておめでとうございます。

平成30年の輝かしい初春を、ご健勝でお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営をはじめ、各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。お陰様で当協会も、昭和62年4月の発足以来、30年という節目を迎えました。これも偏に会員各位をはじめ、県、各消防機関、関係団体の皆様方のご指導、ご支援のお陰と心から厚く御礼を申し上げます。

本来ならば、記念式典や祝賀会等を催すべきところでございますが、それよりも、当協会が直面している喫緊の課題（消防用設備等の点検報告率の向上）について、改善に向けた事業を展開することで、記念事業に換えたいと考えております。

何卒 ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、平成28年12月の新潟県糸魚川市大火や昨年2月に発生した埼玉県三芳町の倉庫火災を踏まえ、国では150㎡未満の飲食店に消火器の設置を義務化したり、或いは飲食店を含む隣棟間で連動型住宅用火災警報器を設置させる。また、倉庫内における防火シャッターの閉鎖障害や不作動の結果を重視し、事業者自らが、防火シャッターの維持管理計画を策定して実施する。屋内（外）消火栓を用いた消火訓練や通報・避難訓練等効果的な訓練を実施させる等の検討が成されております。

消火器の設置や屋内消火栓等を使用した消防訓練は、至極当然のように感じますが、これらは適正に設置し、有効に活用できてこそ「消防用設備」だと思います。

私達は、消防用設備等の法定点検、定期報告の実施のみならず、防火対象物関係者やそこに出入りする人達の安全・安心を確保するため、積極的に消防訓練にも協力し、アドバイスをを行うなど、常に“信頼される消防設備士”であらねばならないとの思いを新たにし、改めて「**安心と信頼**」を合言葉に、陣頭に立って努力し参る所存でございます。

結びに、今年一年が皆様にとりまして最良の年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

福井県消防長会会長
福井市消防局

消防局長 山本太志



平成30年の輝かしい新年を迎え、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、消防行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の災害を振り返ってみますと、震度7を記録した4月の熊本地震を始め、10月には鳥取県中部で震度6弱の地震が発生するなど、これらの地震により被災地では甚大な被害が発生しました。

また、8月から9月にかけては台風が相次いで日本列島に上陸しましたが、中でも8月に上陸した台風10号は、これまで台風被害の少なかった東北地方や北海道に大きな被害をもたらし、今後の防災広報や防災活動上多くの教訓を残しました。このように、昨年大きな災害に見舞われた被災地では、今もなお復旧に向けて多くの方々が不自由な生活をされており、1日も早い復旧と復興を願うばかりです。幸い、本県では11月10日現在、大きな災害や火災は発生しておらず、特に火災については、発生件数及び死者数とも近年減少傾向にあります。このことは、防火教育や住宅用火災警報器の普及など、住宅防火対策を強力に推進してきた実績と合わせて、事業所における消防用設備等の適正な設置や維持管理など、官民が一体となった取り組みの成果であり、これもひとえに、会員各位のご尽力の賜物と心より感謝を申し上げます。

消防機関では、引き続き県民の皆様の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、違反是正の徹底や防火・防災教育の充実など、火災の更なる減少に向けた取り組みを強化して参りますので、会員の皆様におかれましても、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福井県消防設備協会の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

福井県安全環境部危機対策・防災課

課長 谷口 竜哉



平成30年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県消防設備協会の会員の皆様には、日頃から、本県の消防・防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年の本県の火災件数は、136件（平成29年1月から10月速報値）と、過去10年間で最も少なくなっております。これもひとえに、消防関係者の活躍はもとより、消防設備士および会員の皆様が消防用設備等の施工や日々の維持管理を的確に実施していただいているお蔭であり、心より感謝を申し上げます。

また、全ての住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器については、総務省消防庁の調査によると、昨年6月1日現在の全国の設置率81.7%に対し、本県の設置率は94.6%と、全国1位となっております。

一方、平成28年12月の新潟県糸魚川市大規模火災や平成29年5月の福岡県北九州市共同住宅火災等、近年、大規模な火災や多数の死傷者が出る火災が多発しており、改めて日頃からの火災予防の重要性が認識されているところです。

また、平成29年2月に発生した埼玉県三芳町倉庫火災では、被害拡大の要因として、防火シャッター等の機能不全が指摘されております。

火災から地域住民の生命・財産を守り、被害を軽減させるためには、過去の火災事例を分析、検証し、得られた知見を消防用設備等の機能向上につなげることや、適正な消防用設備等の設置および維持管理といった取り組みが重要です。

消防用設備等に精通した皆様におかれましても、引き続き御支援を賜りたく存じますので、よろしくごお願い申し上げます。

最後に、戌年である本年が、福井県消防設備協会ならびに会員の皆様にとりまして実り多き飛躍の年となりますよう祈念しまして、新年のご挨拶といたします。

平成29年度

消防設備保守関係者表彰

平成29年度の消防設備保守業者等の表彰式が、去る11月2日に東京都の「明治記念館」において執り行われました。当協会から受賞された皆様は、次の方々です。誠におめでとうございます。

【(一財)日本消防設備安全センター理事長表彰】

消防協会役員関係者

河上 淳一 氏 協会理事 三崎屋電工(株)

消防設備保守関係者

川崎 英明 氏 コスモボーサイ(株) 専務

点検済表示制度推進優良事業所表彰

消防設備管理(株) (尾崎 剛氏)



写真左から、

河上淳一氏、川崎英明氏、尾崎剛氏

表彰式会場にて

平成30年度の主な行事、講習会の予定

行 事 等

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事	月 日	場 所
総会・表彰式	5月16日(水)	福井県中小企業産業大学校
実務研修会	7月11日(水)	福井県中小企業産業大学校
消防庁長官等表彰式	11月1日(木)	東京都 明治記念館

講 習 会

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

講 習	月 日	場 所
設備士法定講習会（消火設備）	8月21日(火)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
設備士法定講習会（消火器・避難設備）	8月22日(水)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
設備士法定講習会（警報設備）	8月23日(木) 8月24日(金)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール

講 習	月 日	場 所
第1種消防設備点検資格者 再講習	6月26日(火)	福井県中小企業産業大学校
第2種消防設備点検資格者 再講習	6月27日(水)	福井県中小企業産業大学校

講 習	月 日	場 所
防火管理講習（協会主催）	11月28・29日	福井県中小企業産業大学校
	31年 2月5・6・7日	
日本防火・防災協会主催	5/23・24、7/4・5 8/22・23、9/19・20	福井県中小企業産業大学校

平成29年度の主な行事、講習会等の結果

総会・表彰式

平成29年度の総会及び表彰式が、去る5月17日(水)に福井県中小企業産業大学校において開催されました。総会に先立ち、平成29年度の表彰式が挙行され、協会役員として河上淳一理事が、表彰され、併せて優良従業員、優良事業所の表彰が執り行われました。

受賞者につきましては、下表のとおりです。表彰式終了後、引き続き、平成29年度の定時総会が開催されました。高村会長の挨拶後、来賓祝辞(福井県危機対策・防災課課長補佐柳原仁一様)があり、引き続き議案審議に入りました。

提案された平成28年度決算及び29年度予算案等が原案どおり可決承認されました。その後、役員改選が行われ、高村会長が再選され、二期目の船出となりました。



平成29年度 協会会長表彰を受賞された方々は、次の皆様です。おめでとうございます。

協会役員表彰		河 上 淳 一 氏	協会理事 三崎屋電工(株)
優良従業員表彰	20年	長 幸 平 氏	轟産業(株)
		森 國 幹 夫 氏	北陸設備工業(株)
		刀 根 嘉 広 氏	(株)創電
	30年	天 谷 秀 浩 氏	北陸設備工業(株)
優良事業所表彰		消防設備管理(株)	尾 崎 剛 氏
		紫光産業(株)	竹 内 幸 彦 氏
		藤井防災エネルギー(株)	藤 井 洋 造 氏

消防設備点検資格者 再講習（第1種、第2種）



平成29年度の消防設備点検資格者再講習が去る6月27日(火)28日(水)の両日、(一財)日本消防設備安全センターの事務委託を受けて、福井県中小企業産業大学校で開講され、県内外から、第1種、第2種の資格者合計82名が受講いたしました。梅雨特有の蒸し暑い

中、受講者達は過去5年間に改正された法令や技術基準等、最新の情報について、日本消防設備安全センターの専属講師等による講義を聴講し、点検資格者としての責任と自覚消防用設備等の維持管理、保守点検の重要性を再確認していました。

消防設備士講習

今年度も福井県知事からの委託を受けて、消防法第17条の10に基づく消防設備士法定講習を、去る8月29日から9月1日までの4日間にわたりサンドーム福井の管理会議棟



小ホールで開催いたしました。この講習は、消防設備士の資格を取得してから2年以内、または、前回受講後5年ごとに、必ず受講しなければならない法定講習であり、「消火設備」関係に119名、「避難設備・消火器」関係に169名、「警報設備」関係に347名合計635名の消防設備士が受講しました。

消防設備士実務研修会（救急講習）

平成29年度の消防設備士実務研修会が、去る7月11日(火)に福井県立福井産業技術専門学院で開催されました。

今年度は、救急講習会と新人研修の2講座を計画し、初回は救急講習会を実施し、40名が受講されました。山本智則協会副会長の挨拶後、早速、福井市東消防署の3名の救急救命士から指導を受けました。今回は3時間の普通救命講習として開講し、AEDを使用した実技訓練やレサシ人形を使用した心臓マッサージ訓

練等に汗を流しながらも、真剣に取り組んでおり、改めて人命の尊さと、救命処置の重要性を認識していました。



消防設備士実務研修会（新人研修）

今年度2回目の実務研修として、初めて「新人研修」を実施いたしました。この研修会は、日本消防設備安全センターが「消防技術者の基礎知識」として、社会人として必要なマナーや点検実務者として必要な基礎知識を習得させることで、信頼される消防技術者を養成していこうとするもので、協会としても初めての取り組みでした。当日は若い



消防設備士や女性職員等33名が受講し、講師として招聘した西武福井店の田中香苗氏から、挨拶や電話応対等の基本的な指導を受け、また、協会の大西事務局長から点検時の安全確保等の指導を受けました。参加者からは、次年度以降の開催を希望する意見がありました。

消防設備点検資格者 本講習（第1種、第2種）



平成29年度の消防設備点検資格者の本講習が（一財）日本消防設備安全センターの事務委託を受け、去る10月11日～13日に第1種、10月17日～19日に第2種を、福井県中小企業産業大学校で実施し、県内外から、第1種に26名、第2種に28名が受講いたしました。新たに点検資格者を目指す受講者たちは、真剣な表情で講師の説明に聞き入り、

テキストを食い入るように見ながら、法令や技術基準等について聴講していました。結果、第1種に25名、第2種に27名が合格しました。

防火管理講習



当協会事業の一環として実施している「防火・防災管理講習」が、去る11月29日(水) 30日(木)に福井県中小企業産業大学校で実施されました。この講習は、一定規模以上の防火対象物について、その用途や収容人員に応じ、選任が必要となる甲種又は乙種防火管理者の資格を取得するための講習会です。この日は

111名の受講者が受講し、防火管理の重要性を認識するとともに、消防計画の作成要領を習得していました。この講習は、既に5月、6月、9月にも実施しているほか、来る2月7日(水)、8日(木) 9日(金)（3日は再講習）にも実施する予定です。

会員の入会について (前号以降の入会)

敬称省略

会員番号	種別	区分	内 容
181	正会員	入会年月日	平成29年9月1日
		所在地	敦賀市野坂30-10-10
		事業所名	ネクス
		代表者名	代表 久保伸幸
		電話番号	0776-24-2748
		推薦者	株溝口電気通信・(有)大和田工業
		主たる業種	電気設備部門
		業務の内容	工事・整備・点検
		資格者	【甲種】第4類 【点検資格者】第1種、第2種

今後とも よろしくお願ひいたします。

会員の退会について (前号以降の退会)

敬称省略

会員番号	種別	区分	内 容
177	正会員	退会年月日	平成29年9月20日
		所在地	鯖江市西山町12-4
		事業所名	有限会社 サバ工防災
		代表者名	代表取締役 田嶋英幸
		電話番号	0778-52-1039
		主たる業種	防災設備部門
		業務の内容	工事・整備・点検

長い間お世話になり ありがとうございます。

会員の變更について (前号以降の入会)

敬称省略

会員番号	種別	区分	内 容
100	正会員	入会年月日	平成29年12月1日
		所在地	坂井市坂井町御油田39-101
		事業所名	クラウン防災株式会社
		代表者名	代表取締役 菊田裕文
		電話番号	0776-66-5200
		推薦者	(株)栄冠商事
		主たる業種	防災備部門
		業務の内容	工事・整備・点検

今後とも よろしくお願ひいたします。

クラウン防災株式会社は、栄冠商事株式会社からの譲渡を受け、
消防防災事業をそのまま引き継ぐものです。

事務所移転のお知らせ

庁舎耐震工事のため、長らく事務所を移転しておりましたが、工事完了に伴い、
下記のとおり「**戻り移転**」いたしました。

- 戻り移転した日 平成**29**年**12**月**22**日(金)
12月25日(月)から **通常業務** をしています。
- 住 所 (新) 〒910-0003 福井県福井市松本3丁目16-10
福井県福井合同庁舎5階
- 電話・FAX TEL **0776-27-3760** 元の番号に
FAX **0776-27-3446** 戻りました

なお、誤って変更前の電話、FAXに通信された場合は、音声にて
新番号が案内されています。

通知
 通達

総務省消防庁から出された「通知・通達」のうち、消防用設備等に関係のある主なものは、次のとおりです。

光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について（通知）

消防予第268号
 平成29年8月24日
 各都道府県消防防災主管部長
 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長
 （公印省略）

光警報装置は、聴覚障害者等に対して火災時の情報を有効に伝達する手段のひとつとして効果が期待されることから、「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成28年9月6日付け消防予第264号。以下「264号通知」という。）により光警報装置の設置に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を示しているところです。今般、光警報装置の設置に係る運用について留意いただくべき点を下記のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律

第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 光警報装置等の設置について

光警報装置（ガイドライン第五.1(1)の光警報装置をいう。以下同じ。）及び光警報制御装置（ガイドライン第五.1(2)の光警報制御装置をいう。以下同じ。）（以下「光警報装置等」という。）の設置にあたっては、ガイドラインによるほか、以下の点に留意されたい。

- (1) 光警報装置等を設置することで、自動火災報知設備の受信機の電源容量等に支障がないことを確認すること。
- (2) 光警報制御装置の二次側（光警報制御装置以降の部分であって、当該光警報制御装置の機能不良により影響を受ける部分をいう。以下同じ。）には地区音響装置を設けないこと。
- (3) 受信機から光警報装置までの配線は、自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないよう、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第24条第5号ホの規定に準じて設けること。

ただし、(4)の措置を講じた光警報制御装置

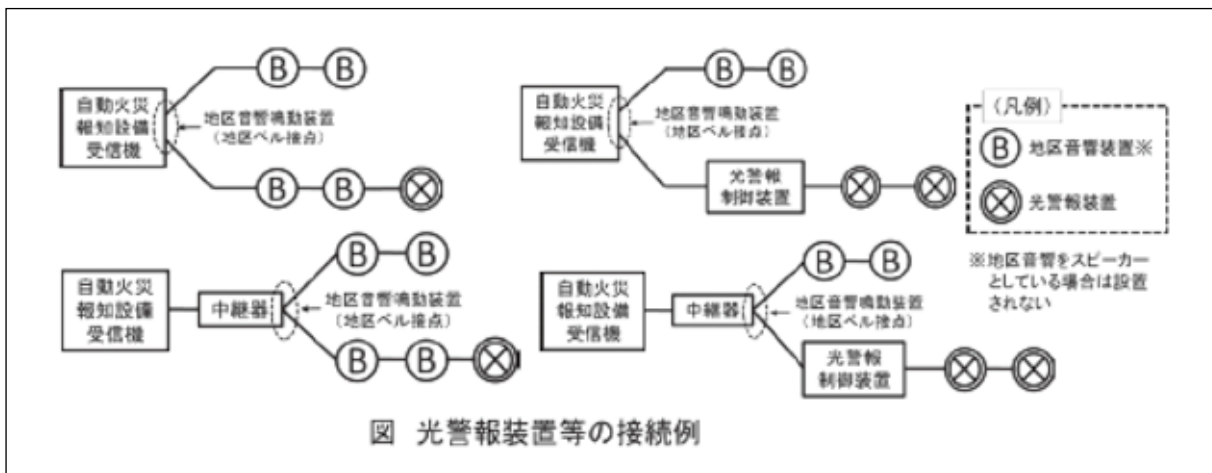


図 光警報装置等の接続例

の二次側の配線についてはこの限りでないが、同様とすることが望ましいこと。

- (4) 光警報制御装置は、自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないよう、光警報制御装置の二次側の配線が短絡した場合でも短絡部分を切り離す措置が講じられていることが望ましいこと。
- (5) 自動火災報知設備が区分鳴動となっている防火対象物に光警報装置等を設置する場合、区分鳴動の趣旨から、光警報装置も区分ごとに警報を発することが望ましいこと。
- (6) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第24条第5項に規定する放送設備と規則第24条第5号に規定する地区音響装置を併用して設ける場合、当該放送設備の放送中に、光警報装置の作動が停止しないことが望ましいこと。
- (7) 光警報装置等の接続例としては、前ページの下図のとおりであること。

2 消防設備士でなければ行っていない工事について

264号通知中4において、光警報装置の設置については、甲種第4類の消防設備士が行う必要があるとしているが、これは、光警報装置を起動する信号は自動火災報知設備の地区音響鳴動装置から発せられるものであり、光警報装置等を接続する際には、接続方法や予備電源容量等が自動火災報知設備の機能に支障がないように施工する必要があることから、自動火災報知設備として「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付消防予第192号。以下「192号通知」という。）別紙1における増設又は改造に該当するためである。

なお、光警報装置等は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する消防用設備等には該当せず、防火対象物関係者の任意により設置される設備であることから、自動火災報知設備の機能に影響がない光警報装置等の工事（配線工事を含む。）であって、自動火災報知設備の構成機器（配線を含む。）を取り扱わない場合については、令第36条の2の規定による消防設備士でなければ行っていない工事には該当しない。具体的には、接続される光警報装置の電源容量を満たす非常電源を有する光警報制御装置に接続する場合の

光警報装置の増設や、同種類の光警報装置等の取替え等が考えられる。

ただし、消防設備士でなければ行っていない工事に該当しない場合であっても、光警報装置等の設置の際、自動火災報知設備と連動することの確認等を行うことから、消防設備士が工事を行うことが望ましいこと。

3 工事整備対象設備等着工届出書について

前述2のとおり、自動火災報知設備の機能に影響がある光警報装置等の工事にあつては、甲種第4類の消防設備士でなければ行っていない工事に該当することから、自動火災報知設備の工事整備対象設備等着工届出書を提出する必要がある。その際の添付書類としては、自動火災報知設備に係る図書に加え、光警報装置等に係る図書も添付し、自動火災報知設備の機能に支障がないことを明らかにする必要がある。

また、当該届出や事前相談の機会等を捉え、必要に応じてガイドライン、光警報装置等の仕様書、第三者機関における認証資料等を活用するうえ、光警報装置等が有効に設置されるよう指導されたい。

4 消防用設備等設置届出書について

自動火災報知設備の機能に影響がある光警報装置等の工事については、前述2のとおり、自動火災報知設備の工事であることから、自動火災報知設備としての消防用設備等設置届出書を提出する必要がある。

その際の添付書類としては、自動火災報知設備に係る図書に加え、光警報装置等に係る図書も添付し、自動火災報知設備の機能に支障がないことを明らかにする必要がある。

5 消防検査について

消防用設備等設置届出書に基づく消防検査は、自動火災報知設備の機能に支障がないことを確認する目的で行うが、光警報装置等が消防用設備等設置届出書の添付書類どおりに設置されていることも併せて確認することが望ましいこと。

6 点検及び報告について

前述2のとおり、光警報装置等は消防法令上の消防用設備等には該当しないことから、法第17条の3の3による点検及び報告の義務は生じないが、自動火災報知設備の点検に併せて自主的に点検を行うことが望ましいこと。

自主的に点検を行った場合は、消防用設備等点検結果報告書に添付する自動火災報知設備の点検票の備考欄又は任意の別紙にその旨を記載する等により、消防用設備等と併せて届出を行って差し支えないものとし、光警報装置等の機能不良等がある場合は、改修等を行うよう指導されたい。

◆住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて（通知）

消防予第330号
平成29年10月27日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

住宅宿泊事業法施行令（平成29年政令第273号）、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）等は平成29年10月27日に公布され、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）とともに平成30年6月15日から施行することとされました。これに伴い、届出住宅（法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。）等の消防法令上の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発

出するものであることを申し添えます。

記

第1 届出住宅の消防法令上の取扱いについて

届出住宅については、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項イに掲げる防火対象物（旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの）又はその部分として取り扱うものとする。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）が不在とならない旨（規則第4条第3項第10号に規定する旨をいう。）の届出が行われた届出住宅については、宿泊室（届出住宅のうち規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。）の床面積の合計が50平方メートル以下となるときは、当該届出住宅は、住宅（消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。）として取り扱うものとする。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途を判定した上で、棟ごとにその用途を「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号）により判定すること。

第2 その他

- 1 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合などであって、届出住宅と同様の利用形態となることが確認できるときは、上記第1を準用して用途を判定すること。
- 2 上記第1ただし書の取扱いをする場合（1で準用する場合を含む。）にあつては、火災の発生時に消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を当該住宅宿泊事業者等が行うことについて確認することが適当であること。

消防用設備等に係る執務資料の送付 について（通知）

消防予第355号
平成29年11月20日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

問1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第3項本文に規定されている防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしてよいか。

- 1 特定住戸部分（規則第12条の2第3項に規定されているものをいう。以下同じ。）が次の要件のすべてに該当する場合
 - (1) 規則第12条の2第3項第1号から第3号及び第7号に適合すること。
 - (2) 3以下の階に存すること。
 - (3) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件を満たすこと。
 - ア. 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(ア)及び(イ)の構造要件を満たす開口部を有すること。
 - (ア) 避難階にあっては規則第12条の2第2項第2号ロ、ハ及びニに規定する構造

(イ) 避難階以外の階にあっては同号ニに規定する構造

イ. どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せずに、避難階にあっては地上、避難階以外の階にあっては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。

- (4) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。
 - (5) 地上に直接出ることができる開口部及び一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面すること。
 - (6) 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例により仕上げたものであること。
- 2 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合

- (1) 上記1の(1)、(2)、(3)ア、(4)及び(5)を満たすものであること。
- (2) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区画したものであること。
- (3) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすものであること。

この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の1つとして取り扱うこと。

- (4) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成26年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。）により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないこと。

この場合において、避難階以外の階に存する住戸で、4号告示第2の「屋外」とあるのは、「屋外又は一時避難場所」と読み替えること。



誘導灯の点検要領について

Q. 「消防用設備等の点検要領の一部改正について（通知）（平成29年3月31日付け消防予第80号）において、誘導灯の点検要領の一部が改正された。光源の機器点検の項目に「自動点検機能による表示ランプ等の異常表示がないこと」も確認することとなったが、具体的にどういったことを点検すればよいのか。

A. 自動点検機能を有する誘導灯については、一般的に光源ランプの接続不良（コネクタの外れ）やランプ不具合（破損等）がある場合、表示ランプ（誘導灯底面にある赤色のランプモニタ）が点灯する。点検時にこの点灯を確認した場合、光源の項目は、不備があるものとして判定すること。ただし、誘導灯の底面にある表示ランプには赤色のランプモニタの他にも緑色の充電モニタ等もある。また発光のパターンも点灯、消灯、点滅などがあり、それぞれ示している状態が異なる。何か点灯しているからと一概に不備があるものと捉えず、その器具の特性を理解した上で点検することが重要となる。

点検票の書き方について

Q. 消防用設備等点検実務必携（安全センター発行）を見ての質問だが、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（平成16年5月31日付け消防庁告示第9号以下「告示」という。）別記様式第1）の「消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等」の欄には、点検した設備名のみ記載すればよいのか。消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（同別記様式2）の記載例には、非常電源と配線が記載されているが、このとおり記載すればよいのか。

A. 告示に示されている用語の定義にある「消防用設備等の種類等」の中で、消防用設備等と非常電源及び配線を明確に分けてある。よって、ご質問の別記様式第1の欄には、設備名のほか、点検した非常電源（非常電源専用受電設備、自家発電設備など）や配線も記入すべきだと思われる。消防用設備等点検実務必携の当該部分は、次回改訂において加筆する。



消防に携わる
皆様へ

⑨⑨⑨⑨⑨⑨⑨⑨
会員制Webサイトで
情報交換しよう!

消防交流広場

会員登録は
こちらから

<https://www.fesc119.net>



※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になれます。



パソコン、タブレット、スマートフォン
いずれからもアクセスできます

会員
参加型

交流掲示板

会員
参加型

事例研究

会員
参加型

消防関連Q&A

会員
参加型

設備士
試験対策

団体のお客様

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知
報告書

広場からの
お知らせ

みんなの意見を
聞きたい

自分たちの活動を
知ってほしい

困った時に
相談にのってほしい

国や地域の
最新情報がほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで!!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井県福井市松本3丁目16-10 福井県福井合同庁舎5階 TEL 0776-27-3760